

原告団

ニュース135号

次回裁判: 2023年3月24日(金)午後2時～

目次

- 反動化を深める原発政策と国策迎合の原子力規制委員会 裁判報告 1
 - 準備書面(194) 4
 - 石油備蓄基地火災に関する被告準備書面(4)に対する反論 5
 - 準備書面(195) 5
 - 火山事象に対する安全の欠如 その5
 - 裁判傍聴記 9
 - 2022年反核燃秋の共同行動 青森集会報告 11
 - 日本原燃の「高レベル廃液の冷却機能喪失問題」早期決着の問題点 12
 - 「『・・・最終処分地にしない条例』制定を求める県民の会」の活動を終えて思うこと 13
 - 26回目の竣工延期は確実に思える 14
 - 核燃を巡る動き 15
 - お知らせなど 16

反動化を深める原発政策と 国策迎合の原子力規制委員会

代表 (弁護士) 浅石 紘爾

1. 原発政策の大転換

(1) GX実行会議の方針

政府は、昨年7月脱炭素政策を議論する「GX(グリーンフォーメーション) 実行会議」を立ち上げ、⑦原発の新增設、建て替え(リプレース)、④「原則40年+延長20年」から60年超えの運転期間延長、⑤六ヶ所再処理工場の竣工目標実現などの核燃サイクル推進等の行動方針を打ち出した。

しかし、原発の活用方針は、2021年の第6次エネルギー基本計画にも盛られておらず、逆に原発依存低減の方針に逆行しているし、3.11の反省に基づいて法改正された原発運転期間原則40年ルール、原発再稼働反対の民意を無視し、ことあるごとに公言してきた新增設否定の政策を根底から覆してフクシマ以前に戻る、反動的な原子力政策の転換である。

(2) 推進と規制の癒着

この方針については、経産省資源エネルギー庁の「原子力小委員会」で審議が重ねられてきたが、昨年12月22日開催のGX実行会議で、⑦廃炉の次世代

事故から11年 原発推進へ

側近に推進派 軸足移した首相



菅田首相による「脱炭素」の歩みから4年、原発政策の大転換は決まった。東電福島原発、原発事故から11年。菅田首相が多うしてきた新推進政策にも菅田首相は上層部から「電力の確保を最優先」として、核の推進を最優先とする方針を打ち出した。菅田首相は「電力の確保を最優先」として、核の推進を最優先とする方針を打ち出した。菅田首相は「電力の確保を最優先」として、核の推進を最優先とする方針を打ち出した。

電力不安「神風が吹いた」
菅田首相は「電力の確保を最優先」として、核の推進を最優先とする方針を打ち出した。菅田首相は「電力の確保を最優先」として、核の推進を最優先とする方針を打ち出した。菅田首相は「電力の確保を最優先」として、核の推進を最優先とする方針を打ち出した。

再稼働加速 核燃料サイクルも推進
菅田首相は「電力の確保を最優先」として、核の推進を最優先とする方針を打ち出した。菅田首相は「電力の確保を最優先」として、核の推進を最優先とする方針を打ち出した。菅田首相は「電力の確保を最優先」として、核の推進を最優先とする方針を打ち出した。

型革新炉の建て替え、④原発の運転期間については、一定の停止期間を運転期間から除外する「限定延長」案が採用され、これを受けて規制委は、原子炉等規制法43条の3の32の改正案を了承した。

小委員会の審議の過程で、規制委・規制庁と推進サイドのエネルギー間での驚くべき癒着の事実が判明した(はんげんぱつ新聞537号参照)。

山中規制委員長は「原発の運転期間は、原子力の利用の在り方に関する政策判断で、規制委が意見を述べる立場にない」という見解を示していた。

ところが、山中規制委員長はエネルギーの担当者を招いて、運転期間延長方針を報告させたいと、原発運転期間条項削除を前提に検討するよう規制庁に指示し、その報告がなされ、最終的に12月22日の実行会議方針になったのである。

そもそも、規制委は、3.11の反省と教訓を契機に「原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため」設置された規制機関である(設置法1条)。

原発の運転期間は、規制委が所轄する原子炉等規制法の規定事項であり、山中発言は、規制委の任務放棄以外の

何物でもないし、その規制委が推進のエネルギーと結託して、原発運転期間の上限撤廃のお先棒をかついだのである。規制委の自滅体質がここでも露呈したものである。

(3) 抜け落ちた核のゴミ問題

方針は、原発の活用を急ぐあまり、そこから出る使用済燃料の処理や再処理後の高レベル放射性廃棄物の処分方策を置き去りにしており、片手落ちの政策転換と言わざるをえない。

2. 規制の仮面を被った規制委の実相

(1) 新規制基準の改変

六ヶ所核燃施設の稼働については、新規制基準に基づいて適合性審査が行われてきた。審査が進むにつれて、申請内容が基準不適合になりそうになると、規制委は、申請を不合格として却下あるいは変更を求めるのではなく、基準そのものを改変して申請をパスさせようとしてきた。

世界最高レベルと自慢してきた基準を自分に都合よく手直した実例を以下に紹介する。

1つ目は、航空機の落下確率評価基準の改変である。これまでは、F16を落下機種に算入して計算していたが、そうすると落下確率が 10^{-7} /年を超えそうになったため、特例としてF16以下の大きさの航空機の落下事故を0.1回(10分の1)とカウントすることにした。その結果航空機落下に備えた防護設計を不要とする不当な基準変更を行ったのである。

2つ目は、火山噴火対策の基準となる火山ガイドの改変である。ガイドによると十和田カルデラが噴火を起こすと、火砕流が再処理工場まで到達するので、立地には不可となることが分かったことから、ガイドの解釈を自分勝手に変更して、立地評価の要件を切り下げたり、破局的噴火(VEI7)よりワンラ

運転延長 対応しないと間に合わない



原発審査見直し進める 山中伸介・原子力規制委員長

利用政策への意見 独立性に反する 最終的に国会で議論いただくこと

「原子力規制委員会」の山中伸介委員長が、12月22日の実行会議で、運転期間延長方針を報告させたいと、原発運転期間条項削除を前提に検討するよう規制庁に指示し、その報告がなされ、最終的に12月22日の実行会議方針になったのである。

山中委員長は「運転期間は、原子力の利用の在り方に関する政策判断で、規制委が意見を述べる立場にない」という見解を示していた。

ところが、山中委員長はエネルギーの担当者を招いて、運転期間延長方針を報告させたいと、原発運転期間条項削除を前提に検討するよう規制庁に指示し、その報告がなされ、最終的に12月22日の実行会議方針になったのである。

そもそも、規制委は、3.11の反省と教訓を契機に「原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため」設置された規制機関である(設置法1条)。

原発の運転期間は、規制委が所轄する原子炉等規制法の規定事項であり、山中発言は、規制委の任務放棄以外の

シク規模が小さい巨大噴火(VEI6)あるいはそれに準ずる噴火にまで、あいまいな社会通念論を適用するなどして、安全基準を緩和して、日本原燃の火山対策(立地評価と影響評価)の適合性を確認した。

これは、ギリシャ神話に登場する「プロクルステスの寝台」の逸話同様、寝台の大きさに合わせて脚を切る(基準を変更して安全を切り下げる)類の不公正である。

(2) 推進側を後押しする規制委

① 大山生竹テフラ問題(原告準備書面174)

関電7原発の再稼働審査において、大山噴火時の火山灰層厚に評価間違いが発覚した際、委員会内で関電に変更許可申請を求める案(1案)と火山灰評価の再評価を求める案(2案)が提示されたが、非公開会議において、関電が差止め訴訟で不利にならないように、1案はなかったものとして、2案のみを審議で採用した。「規制委自ら透明性放棄」と毎日新聞が報じた(2020.2.9)。

② 補正の乱発(原告準備書面163)

補正は本来申請者が自ら誤りや不足部分を自発的に訂正して行うものであるが、実際には規制委・規制庁が再処理審査の最中に申請の中核・重要部分について、中立・公正の衣を脱ぎ捨てて申請が許可されるような助言(助け舟)、指導(入れ知恵)、誘導を行い、申請者はこれを受けて補正を多数回にわたり繰返してきた。

当初申請では5回、変更許可申請ではなんと再処理が17回、高レベルが8回の多数回に及んでいる。

このようなやり方は、テストに合格しそうな生徒に先生が特別指導し答案を書き直させて合格させるようなもので、規制委の中立公正性に著しく違背するものである。

その中でも露骨で悪質な補正は、田中知委員による使用済燃料の仕様変更の誘導であった。

当初の申請では、再処理施設に受入

れまでの燃料の冷却期間は1年以上、せん断までの冷却期間は4年以上とされていたものを、それぞれ12年以上と15年以上に補正。

この補正は、当初申請時の仕様のままでは現実の再処理作業に支障をきたすことから、使用済燃料プールに実際に長期間貯蔵されている燃料に対応させた仕様に変更するよう、田中委員が強く誘導し補正させたものである。

③ 日本原燃の訴訟参加

核燃裁判の被告は、規制委であるが、新訴提起後、日本原燃が突如訴訟参加して、現在被告席と一緒に座っている。

原告団は、裁判の引延しにつながることを理由に反対したが、被告が異議を出さなかったため参加が許可された。

規制する側とされる側(事業者)が協同歩調をとって原告に対抗する構図は、変則的で奇異でもある。これも規制委の独立性のなさを物語る一コマである。

(3) 規制機能喪失の根本原因

規制委やその事務局の規制庁が法律が期待した規制機能をきちんと発揮できない根本的原因は委員、職員の体質と資質の不適合性にある。

設置法により、規制委員長及び委員は専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使しなければならない。

しかし、初代の田中委員長及び2代目の更田委員長は、いずれも日本原子力研究開発機構(旧動燃)の要職に就いた経歴の持ち主であり、いわゆる「原子カムラ」に所属していた。不適合者の最たるものは、前記田中委員である。政府委員や青森県原子力安全対策検証委員会委員長として、再処理推進の旗振り役をつとめ、原子力業界から寄付や報酬を得ていたと報道された人物である。

また、規制庁も「ノーリターンルール」の骨抜き的運用によって、事実上の「事業者の虜」となっている。

準備書面（194）

石油備蓄基地火災に関する被告準備書面（4）に対する反論

原告 吉田 毅

第1 この準備書面は、小川進教授の論文「むつ小川原石油備蓄基地火災による再処理工場への影響と重大事故の危険性」（甲D第216号証）に対して、被告が行った反論（準備書面(4)）に対する小川論文を要約したものです。

豊富な資料と文献にあたって鑑定意見書を作ってくださった、小川教授のご尽力とご指導に対して本稿を藉りて心から感謝申し上げます。

第2 準備書面要約

1 石油備蓄基地の概要

石油基地は1985年に完成し、51基の大型タンク（111,200kl×51=570万kl）の石油貯蔵基地であり、再処理工場は東方約1kmの位置に建設されている。

2 タンク全面火災の甚大な被害

これまで我国で起きた石油基地の火災事故で最大のものは、①関東大震災時の134,731klのタンク火災、②1964年に起きた新潟地震（震度5）時の昭和石油基地（169基、363,414kl）の火災などがある。

本件石油基地51基の全面火災が発生した場合には、以下に述べるように、再処理工場の大事故に発展する危険が大きい。

3 再処理工場内の有機溶媒（nドデカンなど）が火災・爆発する危険性及び森林火

災による危険の増幅

(1) 有機溶媒は地下貯蔵されているから問題ないと被告は主張するが、実際には地上階の分離建屋や精製建屋に大量のnドデカンやTBTが貯蔵され、配管を移動している。nドデカンは常温で常に蒸発しており引火点は低い。また、工場内の有機溶媒以外の危険物（灯油など）もあり、火災の輻射熱により発火する。

この点につき被告は、「内部火災防御対策により着火源が排除されているので引火は考え難い」と主張する。しかし、地震で吸気口の防火ダンパーが故障して熱風が流入すると引火点を超越建屋内の危険物が燃えあがる。

厚いコンクリート製建屋は、22～35時間で耐熱温度に達して崩壊する。管理棟のガラス窓は約2分で破壊し、中央制御室は約1時間半で人体接近限界に至り、27時間で崩壊する。施設の崩壊により従業員は避難を余儀なくされ、工場は制御不能に陥る。

(2) 森林火災

被告は森林火災を無視しているが、タンク火災があれば森林火災が始まり、その放射熱（輻射熱）、熱気流、火の粉、接炎などで工場が延焼する事態を看過している。

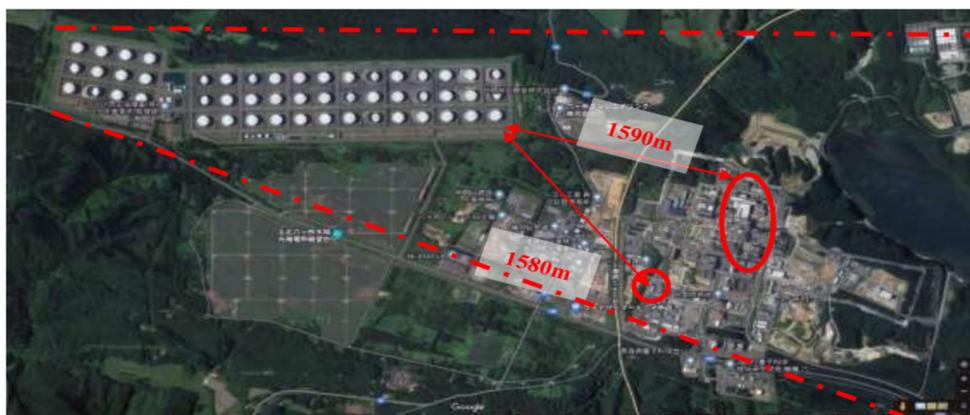


図5 石油タンク基地と再処理工場の空中写真。赤丸内に危険物貯留槽。

4 対流熱伝達の影響について

- (1) 被告は、熱影響は輻射熱で十分とし、対流熱伝達は無視できると反論する。

※対流熱伝達とは、空気の流れによって熱が移動する現象。対流には強制対流（送風機や風などが典型例）と自然対流（流体の温度差で生じる浮力）の2種類がある。

しかし、大火災は風が主要因であることは、関東大震災や新潟地震のタンク全基延焼事例から明白である。

統計によると、六ヶ所村においては年間無風状態は1日もなく、基地から工場へ向かう西風が51%を占める。従って、石油基地から再処理工場への延焼は強制対流（風）によってしか説明がつかないのである。

- (2) 強制対流の風下にある工場内の有機溶媒や灯油は、全面火災により輻射熱だけで引火点に達し、強制対流を考慮すれば発火点に迫る。その結果工場内の危険物は熱風と火の粉にさらされて爆発を起こす。

5 換気系高性能フィルター(HEPAフィルター)の機能喪失

換気口のHEPAフィルターは80度の耐熱性しかないため、5分間で崩壊し熱風が侵入してくる。

建屋内には有機溶媒が充満しているが、排気系フィルターの機能喪失によって、放射能が外部に放出される。

6 その他

- (1) 石油タンクの爆発の危険性

被告は石油タンク群は高压ガスタンクではないので、爆発の影響評価は省略したと反論する。

しかし、タンクは完全密閉ではなく常時揮発性の蒸気が滞留し引火爆発が起こる。新潟地震の昭和石油の原油タンク群爆発事故の評価が欠落している。

- (2) タンカー係留地（沖合2,600m）で洋上のタンクから原油が流出し火災を起こしたとき、東風で運ばれた熱風。黒煙で工場が被害を受ける事態を評価していない。

7 結論

石油基地には576万klの石油が貯蔵されており、そのエネルギー量は広島型原爆換算3,292発分に相当する。再処理工場内の放射エネルギーは同原爆約10万発分相当であるが、そのような危険な施設がわずか1kmの距離で向き合っているのである。

年間全体の半分以上の風が基地から工場に向かって吹く西風であり、基地火災が起きれば高い輻射熱と200度の熱風と高熱の火の粉が工場を襲い、建屋内の危険物（nドデカン、TBPなどの有機溶媒や灯油類）が爆発し、破損したHEPAフィルターを通して放射能が外部に放出するとともに工場の機能を麻痺させ大惨事に陥る。

準備書面（195）

火山事象に対する安全の欠如 その5

弁護士 中野 宏典

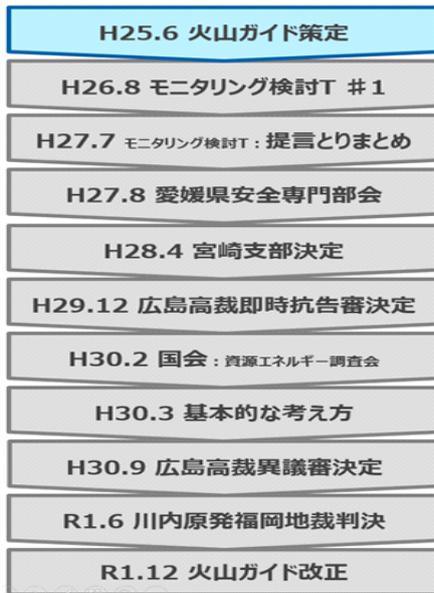
1. はじめに

この準備書面は、これまで中野代理人が火山噴火対策の基準である火山ガイドの不合理性について論述してきた準備書面に対して被告国が行った立地評価と影響評価の反論のうち、立地評価基準である「新火山ガイド」の不合理性に焦点を絞って陳述したものです（ホームページに掲載されています）。解説の前段はそのエキス部分です。後段は、裁判終了後の中野弁護士の学習会の一部を要約したものです。

2. 旧火山ガイドの不合理性の発覚と新火山ガイド策定に至る経緯

旧火山ガイドは、モニタリングの実力を誤解し、噴火予測に不確実性があるにもかかわらず、モニタリングに依存することで安全を確保しようとした。しかし、その後、モニタリングによって噴火の兆候を把握することは困難であることが発覚し、原発の差止訴訟等においても旧火山ガイドが不合理であるという判断が相次ぐことになる。

他方で、福岡高裁宮崎支部決定は、社会通念論を不意打ち的に持ち出し、差止めを認めないという判断を行い、司法の場では、破局的噴火のリスクについて社会通念によって無視することが許される



火山ガイド策定から令和元年改正に至る経緯

のかという議論がなされるようになっていった。

しかし、少なくともこのような議論が登場するまで、原規委は社会通念など述べたことがなかったにもかかわらず、原規委は、この社会通念論に便乗して、「基本的な考え方」を発表し、その後の新火山ガイドへとつながっていく。

3. 新火山ガイドの不合理性

(1) 「基本的な考え方」を踏まえた新火山ガイドの策定

原規委は、「基本的な考え方」を出すことで、火山ガイドが不合理だという司法判断を封じようとしてきたが、依然として、旧火山ガイドが不合理であるという司法判断、旧火山ガイドは「基本的な考え方」のような考えに立っていないという司法判断がみられた。

そこで、原規委は、火山ガイド自体の改正に乗り出し、2019（令和元）年12月18日、「基本的な考え方」に沿った形で、火山ガイドを改正した。

(2) 新火山ガイドは旧火山ガイドの不合理性を改善した内容となっていない

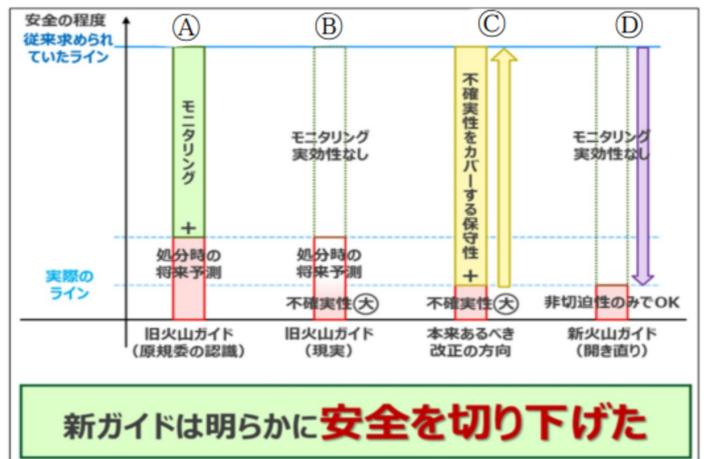
旧火山ガイドは、噴火予測について不確実性があることは認めたとはいえ、モニタリングを実施することで補うことで原発に求められる安全を達成しようという考え方に基づいている(グラフA)。

ところが、実際には、噴火予測に関する

不確実性は、原規委が考えていたよりも大きく（マグマ溜まりの位置把握の困難性など）、モニタリングも実効性がないことが明らかとなってしまった(グラフB)。

そうであれば、本来は、噴火予測について不確実性が大きいこと、モニタリングも実効性がないことを前提として、これらの不確実性をカバーできるだけの保守性を見込んだ改正がなされなければならなかった(グラフC)。

ところが、実際の新火山ガイドは、処分時の将来予測について、「現在の状態を評価すればよい」と開き直り、不確実性から目を背け、また、モニタリングについても、個別評価の外側にあるなどとして開き直ってしまった(グラフD)。



旧火山ガイドと新火山ガイドとの比較(グラフ)

原規委が旧火山ガイドにおいて達成しようとしていたのは、カルデラ噴火が発生しても、前兆現象を把握することにより核燃料を運び出すことができるから、危険を回避できる、ということであった。

そのような回避ができないことがわかったのであるから、カルデラ噴火による火砕物密度流が到達しそうな場所には、原子力施設を作らない、稼働させないということでは、カルデラ噴火の危険を回避することはできないのである。

(3) 新火山ガイドは旧火山ガイドよりも安全を緩和した内容となっている

① 現在の状態を評価するだけでよいとした点

旧火山ガイドにおいては、まがりなりにも運用期間中の活動可能性という将来予測を行うことを前提としていたにもかかわらず、新火山ガイドにおいては、「現在の火山学の知見に照らして現在の火山の状態を評価」すればよいとし、i 非切迫性の要件及びii 具体的根拠欠缺の要件さえ認められればよいとする点で、求められる安全が切り下げられている。

② 破局的噴火だけでなく巨大噴火についても社会通念を適用した点

旧火山ガイドにおいては、VEI6を含む巨大噴火ではなく、VEI7以上の破局的噴火についてのみ、社会通念論が用いられてそのリスクを受忍できるかどうか議論されていたのに対し、新火山ガイド（その前提としての「基本的な考え方」）は、社会通念論を巨大噴火にまで適用しようとしている点で、旧火山ガイドよりも安全が切り下げられている。

とりわけ、本件において問題となる十和田カルデラ（大不動火砕流噴火及び八戸火砕流噴火）は、VEI7ではなくVEI6クラスであり、社会通念によって無視できるような噴火ではなかった。また、従来の社会通念論でとりわけ念頭にあったのは、噴出量600km³ともいわれる阿蘇4噴火と、噴出量450km³ともいわれる始良Tn噴火など、VEI7の中でもとりわけ規模の大きいものであったことも重要である。

これらの噴火と大不動、八戸噴火を比較すれば、その規模は10分の1程度であって、発生頻度は、単純計算で10倍となる。

このような規模の噴火についてまで、社会通念によって容認するなどという社会通念は存在しない。

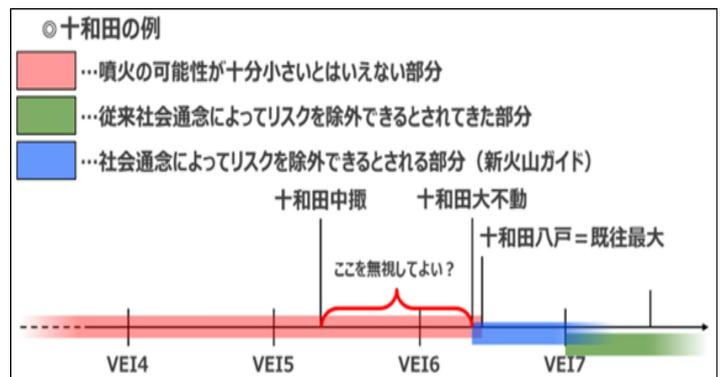
③ 巨大噴火に至らないがこれに準ずる規模の噴火を想定しなくてよいこととした点

旧火山ガイドには、そもそも社会通念によって破局的噴火のリスクを容認するなどという規定は存在せず、噴火規模について推定できない場合には、「過去最大の噴火規模」を想定することとされていた。

万が一、破局的噴火について社会通念を根拠にそのリスクを容認するとしても、論理的にいて、破局的噴火に準ずる規模の噴火についてはリスクを容認できないこととなるはずである。

ところが、新火山ガイドでは、巨大噴火のリスクについて社会通念上容認される場合に、噴火規模の推定として、「最後の巨大噴火以降の最大の噴火規模」とされている

十和田でいえば、十和田八戸が過去最大の噴火規模であり、これ以下の噴火については、発生可能性が否定できない（図表11の赤色の帯）。従来の社会通念論は、VEI7以上の噴火（図表11の緑色の帯）についてのものだったが、新火山ガイドは、VEI6の噴火を含んでおり（図表11の青色の帯）、これが不当であることは前記で述べたとおりである。



図表 1-1 発生可能性が否定できない噴火と社会通念の関係

百歩譲って、青色の帯まで社会通念が適用されるとしても、そこで容認されるのはせいぜい十和田大不動クラスか、それよりもやや小さい噴火までである。そうであるにもかかわらず、新火山ガイドは、合理的な根拠なく、最後の巨大噴火（十和田八戸）以降の最大の噴火規模に限定している。十和田でいえば噴出量がわずかに約6.68km³の十和田中掇（ちゅうせり）テフラ噴火を想定すればよいことになってしまう。これは論理的飛躍としかいいようがなく、旧火山ガイドよりも安全が切り下げられている。

4. 裁判終了後の学習会より

(1) 六ヶ所を狙い撃ちした理由

六ヶ所再処理施設は、十和田カルデラと八甲田火山のリスクが指摘されていて、十和田カルデラは過去に2回火砕流が到達しています。だから火砕流が到達する場所は、そもそも立地が不適と言われていました。従って、従来の火山ガイド通りであれば、立地ができない場所でした。それを可能にするために、火山ガイドを改正して十和田カルデラの影響をあまり考えなくてもいいように直したわけです。まさに、六ヶ所を狙い撃ちにしたような改正でもあったわけです。

それまでは、そういう議論が無かったので、平成29年の伊方・広島高裁が、「原規委が破局的噴火のリスクについて容認するような社会通念を採用しているとは考えられない」として、原発の稼働を差し止めたのですが、その一週間前に、実は僕が青森地裁で「十和田カルデラ大変なことになってますよ」というプレゼンを、国の代理人の前でしたら、そのことが頭にあったのか、その年の3月に破局的噴火だけじゃなくて、ワンランク小さい巨大噴火、十和田まで含めようとして、火山ガイドを改正した。そういう経緯があり、狙い撃ちしてきたという感じがしているのです。

今回の国の準備書面では、原発の裁判は科学的な知識がないと判断できないかのような主張をしていますし、逆に言うと素人の裁判官は口出しするな、「俺たちが適切と言ってるんだから、余計なこ

とを言うな」みたいな、半分脅しの様な内容になってるように読めます。

しかし、火山の危険性は、科学的専門知識がなくても、本件では、ガイド作成の経緯や規制委の審議資料を見れば、火山ガイドの不合理性はだれの目から見ても明らかです。

(2) ご都合主義の基準改変

伊方原発にしる六ヶ所核燃サイクル施設にしる、出来た後になって火山の調査をやったら、「やばいよこれ、建てられないかも知れない」となって、しょうがなく理屈を変える(ガイドの改悪)みたいなことが行われてきました。

火山ガイド自体が間違っているということが分かったら、安全にするためにそういう改正をすればいいのに、そういう改正をすれば、いくつか動かさない原発が出てしまうので、こういう風に改正したというのが実態です。

被告規制委・参加人日本原燃の訴訟準備

1. 被告・原子力規制委員会

準備書面 (7) 火山の影響に関する審査の合理性(立地評価及び火山活動のモニタリング)について

準備書面 (8) 火山の影響に関する規制のうち、影響評価に関する規制及び審査の合理性について

準備書面 (9) 航空機落下確率評価に係る原告らの主張に対する再反論

※次回は平常時被ばくに関する準備書面を提出予定。

2. 参加人・日本原燃

今回の提出書面はありませんでした。

※次回は、重大事故対策の準備書面を提出予定。

次回裁判の日程

2023年3月24日(金)

午後1時30分 進行協議

午後2時 口頭弁論

原告団は、目下活断層、火山関連の再反論を準備中です。

新年最初の裁判になります。青森市は大雪と寒波の厳冬とコロナ8波との奮闘中ですが、多くの皆さんの傍聴をお願いいたします。

(次回以降の裁判予定2023.6.30、2023.9.29)

追記

笑えて 嘲笑えぬ恐ろしい話 一再処理工場で消防車火災

ニュース原稿締切後に、再処理工場で驚くべき、あつてはならない事故が発生したので報告します。

1月28日午前7時30分頃「新消防建屋」で、暖機運転中の消防車両がエンジン部から出火し火災が発生した。自社作業員では消火できず、通報を受けた六ヶ所消防署が駆けつけ消火。

新規制基準(5条2項)では、「消火設備は、破損、誤作動などが起きた場合においても、安全上重要な安全機能を損なわないものでなければならない」と規定しています。日本原燃の「自衛消防隊」に所属する消防車両数は2台なので、もう1台は役立たず状態。

今回の火災が重大事故と同時発生していれば、大事故に発展していた危険性も。工場の運転中の事故ではないが、日本原燃の技術的能力の欠如からくる事故防止能力のなさが露呈した重大な事故でした。



2023.1.29 デーリー東北

裁判傍聴記

副代表(弘前市在住) 原告 佐原若子

新しい年がきた。「あけましておめでとうございます」と言うのが憚られるような昨今の状況だが・・・。

原告団諸氏の皆様には、今年が佳き1年となることを心から祈念申し上げます。本年もご指導くださいますよう、お願いいたします。

さて、昨年暮も押し迫ったクリスマスイブの前日、青森地裁で六ヶ所再処理事業所再処理事業変更許可処分取消請求事件の裁判が行われた。寒さのせいもあって傍聴する人は少ないが、それでも20人以上はいらした。

まず、原告の吉田さんから、石油備蓄基地火災に関する被告準備書面に対する反論（準備書面194）を述べられた。被告国が述べる、再処理工場の立地的条件、周囲の施設石油備蓄基地の存在を考えれば、原告らの危険性に対する評価、主張には理由がないとされたことに対して反論した。



新潟地震の昭和石油のタンク群の火災。黒煙は真横にたなびいていた。(1964年6月18日撮影)

石油備蓄基地の火災についても、発火点と引火点の違いについて評価が異なり、基地火災の延焼では火元が存在するので、引火による危険性も考慮するべきとした。実際に地震が起きた時には火災が多発している。簡単に大丈夫と考えてはいけないのだ。

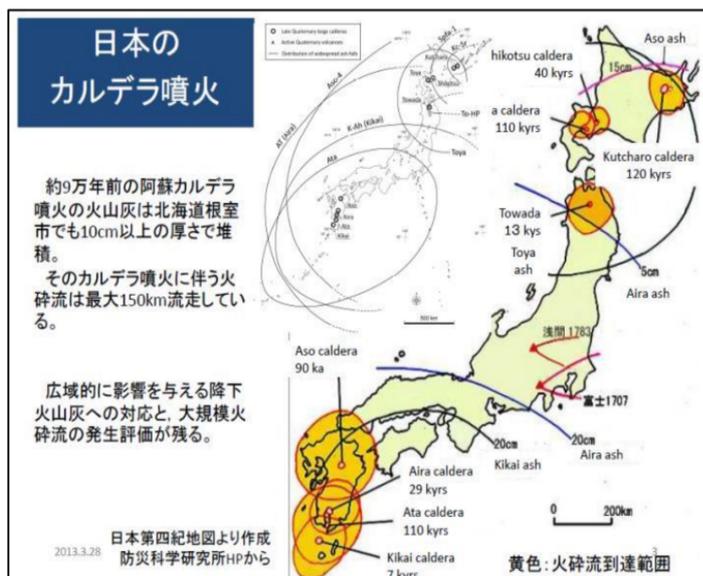
また、nドデカンの発火、引火の可能性についても言及した。コンクリート、ガラス、軟



2022. 12. 23 裁判終了後の記者会見を兼ねた学習会

鋼の熱物性、についての考察が甘く、石油備蓄基地が震度5以上の地震で発火した場合、燃焼する炭素の粒子は700度から1000度の範囲にあり、森林火災も同時に発生しうることを明らかにした。新潟地震による昭和石油のタンク群の火災を例に挙げ、六ヶ所再処理工場の火災における危険性を訴えた。

次に中野宏典弁護士が、新火山ガイドの不合理性について訴えた。日本における最大噴火は9万年前の阿蘇火山の噴火で、大規模なカルデラ噴火である。青森県にある十和田湖は火山噴火によってできたカルデラ湖である。大きな噴火が起きた時には対処が難しい。



被告国は火山活動の兆候を把握した時の対処として原子炉の停止と適切な核燃料の搬出が実施される方針であるとしているが、ここ

で素人の私としても疑問が湧く。火山学会は噴火の時期は正確にはわからないと言っている。予測は不可能だと言っている。

不確実な情報の中で本当にことが運ぶだろうか？突然噴火が起こるかもしれないし、何年も起きないかもしれない。しかし噴火が起きた時には甚大な被害が及ぶ。核燃料は誰が取り出すのか。冷却期間中は誰がモニタリングするのか。

人に危険な仕事をさせなければならないような施設は、あってはならない。誰かを当てるにしても、六ヶ所の核のゴミは無くならない。せめてこれ以上増やさないでください。電気を、たかが電気を得るために、私たちは二度と作れないものを手放そうとしている。

核燃料をどこにどうやって、誰が運び出すのか？3000トンプールいっぱいの使用済燃料をどこに運び出すのか？命知らずの作業員がいるとでもいうのか？核燃料サイクルは全てが絵に描いた餅である。「事故は起きないだろう、なんとかなるだろう」と言う無責任なことが根底にあるのだ。その上で安全指針が立てられているのだ。「今だけ、自分だけ、お金だけ」の社会が作り出したものだろうと思う。裁判を傍聴していて、そのようにいつも感じる。

その内在する危険性について、机上の計算で語られ、最悪の状態は考えられていないし、誰も考えたくないのだ。優秀な官僚たちは、保身や野心のために先が見えないふりをしているのではないか？国民はそれぞれが自分は安全なところにおいて傍観者でありたいと思っている。核燃裁判には全国から傍聴人が来るべき大事な裁判なのだ。誰もが、言葉で言い表せないぐらい悲劇的な悲愴な裁判を傍聴すべきなのだ。再処理工場はプルトニウムという、原爆の材料となるプルトニウムを分離する工場なのだ。英仏で、小児白血病を多発させた悪名高き再処理工場なのだ。安全に稼働させると言うシニカルなアイロニー、ただそれだけなのだ。高速増殖炉は金属ナトリウムを暖めるのに電力を使い、全く発電せず、廃炉が決まった。核燃料サイクルの輪は切れているのだ！すでに。いつまでも夢の原子力

発電にしがみつきの間に国力は衰退していく。無駄な原子力への投資はやめて、様々な分野に研究費を回したら、もっと有意義な結果になるだろう。

年間たくさんの自殺者が出る国が文明国家と言えるだろうか？無駄な絵に予算を積んで、絵に描いたもちを描き続けるより、もっと資金が必要などころがあるだろうにと思ってしまう。福祉や教育がこの国の未来に大きく関わっていくだろう。発電の方法はいくらでもある。地産地消が可能な環境負荷のない小水力発電を設置するべきではないか。自然を壊して建てられる風力発電やメガソーラーも悲しい景色だ。地球温暖化が待たないのに、なぜ人類はエネルギー消費を抑える方向に動かないのだろうか。アクセレートする欲望の資本主義が老朽原発を動かし、原発の新增設を許すのか？もうたくさんじゃない？

人類は、私たちは、どこに向かっているんだろう。便利さと引きかえに大事なものを失っている。この国の行き先が見えない。しかし虚しさに囚われた時に私たちは敗北するのだと思う。権力の壁は厚い。だが巨大な壁を崩す蟻の一穴のように、共に戦って行こうよ。可愛い子供たち・孫たちのために、手をつなぎ励ましあって闘っていきましょうよ。老人は戦争の悲劇を若者に語ろう。

動ける方は裁判に来てください。市民の大きな声や力が裁判官たちを動かすかもしれない。黙ってちゃダメです。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

火山評価ガイド
「改正は不合理」
核燃訴訟で原告側

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団(浅石統爾代表)が使用済み核燃料再処理工場(六ヶ所村)などの事業変更許可の取り消しを国に求めた行政訴訟の口頭弁論が23日、青森地裁(鈴木義和裁判長)で開かれた。原告側は国の火山影響評価ガイドの不合理性を主張したほか、工場に近接するむつ小川原国家石油備蓄基地の火災発生時の危険性を強調。一方、国側は航空機落下対策に関する書面を提出し、原告側が主張する落下確率に反論した。

原告側は、2019年に改正された、原発の新規制基準適合性審査で用いる国の火山影響評価ガイドについて、「噴火予測の不確実性をカバーできるだけの保守性を見込んだ改正が必要だったのに、安全性を引き下げられた」と不合理性を主張。

同備蓄基地の火災発生時の危険性については、地震発生時におけるタンク火災の事例を挙げ「地震に耐えられたとしても、基地では火災が発生し、工場に影響が及ぶ」と訴えた。

一方、国側は火山の影響や航空機落下に関する書面を提出。原告側が主張する航空機落下の確率について、「工場上空での飛行規制やパイロットの回避飛行などを踏まえていない」と反論した。

次回は来年3月24日。

2022年反核燃秋の共同行動 青森集会報告

2022年11月12日、青森駅前公園からスタートのデモ行進後、ねぶたの家「ワラッセ」で集会を行いました。

司会は道祖士（さいど）正則さん、開会挨拶は反核燃・農業者の荒木茂さんでした。

荒木さんは、日本原燃の幹部と話したことを紹介しました。「再処理が進まない状況をとらえて、会社の方から『事業が進まないで、どんなに周りから悪口を言われても、ニコニコとしていなさい』と言われていたそう。そういう人たちが、放射性物質や核のゴミを扱っているの、県民の不安を聞く耳持たぬ日本原燃体質が余計に怖いと思いました」。

青森からの報告は山田が行いました。「原子力船『むつ』のゴミがまだ残っていて、2050年から40年かけて片付けるとしているが本当に可能か疑問に思う。結局は核のゴミを後世に押し付けて、今の世代が原子力利用でお金儲けするだけだ。こんな原子力利用を早くやめさせる必要がある」と訴えました。

記念講演は青森県反核実行委員会代表今村修さんで、演題は「『下北半島 反核燃の歴史』 麻薬に手を出した青森県 反核運動を振り返る」です。

内容は、「①青森県の誕生、②貧乏県青森の願い 他力本願、③原子力船『むつ』母港反対の闘い、④車力ミサイル試験場反対の闘い、⑤巨大開発反対の闘い、⑥核燃料サイクル基地反対の闘い 工業開発の夢やぶれ麻薬に手を出す、⑦チェルノブイリ原発事故、⑧東通原発反対の闘い、⑨大間原発反対の闘い、⑩福島原発事故と安全神話の崩壊、⑪脱原発社会の実現 人間・環境にやさしいエネルギーでの発電 使用電力の削減、⑫如何に闘いを継続させるか 小さくとも運動活動を継続する 連携する」。400年の歴史を短時間で紹介してくれました。

その後、各地からの報告で、むつ市の「核の中間貯蔵はいらない！下北の会」の事務局長栗橋伸夫さんは、「中間貯蔵を止めることによって、使用済燃料が原発から溢れ、原子力推進に歯止めを掛ける必要がある」と訴え

ました。

六ヶ所村の「花とハーブの里」の菊川慶子さんは、「気候変動を身近に感じていること、ルバーブが立ち枯れをしている現状」が伝えられ、気候変動が現実問題と感じました。

函館市の「大間原発訴訟の会」代表竹田とし子さんはメッセージを寄せ、「函館・『下北』から核を考える会」の大場一雄さんが、「12月8日に大間原発訴訟の弁護士森越清彦さんが75歳で亡くなられたこと、高裁で勝利を目指したいこと」を代読しました。

大場さんは、「函館市の訴訟が、4年に1回しか報告会を開いてないことは疑問だ。4期目を目指す現職は、凍結論を言い出している。私たちは、中止を求めて活動したい」と訴えました。

2021年2月に北海道神恵内村長選を闘った瀬尾英明さんからは、「7年前に石狩から泊村に移住して政治的闘いを模索してきた中で、36年間無投票だった神恵内村長選に出馬した」との報告がありました。また、「今は原子力施設が数多くある青森の状況を知り、一緒に闘いたい」との決意表明がありました。

青森市会議員の小熊ひと美さんは、「3年前に『再稼働阻止全国ネットワーク』の一員として参加したが、まさか3年後に青森市会議員になっているとは思わなかった」と、本人もびっくりしているようで、「青森に住むようになって、青森の原子力施設の問題点を知った。阻止の闘いに取組んでいく」と訴えました。

集会アピール採択後、閉会挨拶は疍清悦さんでした。疍さんは、今村さんの報告にあった、寺下力三郎さんの家の近くに建てた看板の「ウソゴマカシのむつ小川原巨大開発反対」を取り上げ、「私たちが同じように政府があれこれの手段を使って騙してくることに對して、騙されないようすべきだ」と訴えました。

集会参加者は51名で、会場の「ワラッセ」前では産地直売も開催しました。

（翌13日は「むつ行動」があり、瀬尾英明さんによる記念講演がありました。）

（事務局長 山田 清彦）

日本原燃の「高レベル廃液の冷却機能喪失事故」早期決着の問題点

事務局長 山田清彦

昨年7月2日に起きた、高レベル廃液の8時間冷却機能喪失について、日本原燃の報告書の最終版が今年の1月16日に提出された（日本原燃のホームページ上に公表されている）。

今回のトラブルは、「高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失」だが、トラブル発生当初報告から最終報告書まで、ついに弁を誤操作した犯人が特定できないで終わった点に問題が残っている。

高レベル廃液の貯槽は大小さまざまに12基あるが、今回は5m³の貯槽に2.6m³が貯蔵されている時に起きた。貯槽内部の高レベル廃液は、2本の内部ループ水で冷却を維持するはずだったが、1本は安全対策工事で止めており、もう1本だけでも冷却機能は果たしていたが、誰かが誤って閉栓した結果冷却が止まって温度が上昇した。8時間後に閉栓が判明し開栓したので、冷却機能は復旧し、大事故に至らなかったというものである。

なお、このトラブル発生の2日前に日本原燃は、「再処理工場の安全確保への取り組み」（2022年4月作成版）を公表している（現在は、2022年11月版を更新発表しているため、定期的にチェックする必要がある）。その4月版が公開されたのが6月下旬で、使用済燃料のせん断処理するまでの冷却期間を4年から15年に変更したのである。

この年数の変化の原因は、六ヶ所再処理工場が着工から29年も経って、竣工に及びそうにないので、原子力規制委員会の方から（日本原燃に恩義を感じている委員の田中知氏が、日本原燃に助け舟を出したように思う）「現在貯蔵されている核燃料に合わせた方がいいだろう」と言いだし、それに日本原燃が従い、規制する担当者も従ったのであった。

この冷却年数の変化にはもっと別な理由があって、再処理工場の重大事故は数々あるが、一番代表的な高レベル廃液の蒸発・乾固について、規制の側が発する質問に対し日本原燃が明確な回答を返せない場面が多々あり、ついには田中知委員が現在ある燃料の年数に合わせたらと言いついたという次第である。

但し、この時点での話は、再処理事業を進めるにあたってはまずは15年冷却に合わせ、その後再処理が順調に進めば4年冷却に合わせようと言っていた。ところが、その後も再処理工場の運転がスムーズに進みそうもないし、原発運転がそれほど多くはないという状況を見ていけば、将来は4年冷却でせん

断開始をしないと決めたのだろう。それ故に、日本原燃自らがまとめた報告書38ページに、「4年冷却を15年冷却と変更した」とあったし、高レベル廃液の沸騰に至る時間は、前者の場合約6時間で、後者の場合約23時間とあった。

こういう時間的余裕が内部共有されていたからなのか、トラブル発生の際の日本原燃の対応に緊張感がなかったように感じられる。4年冷却の場合は6時間であったし、15年冷却で23時間と言われても、今ある廃液はせん断開始から14年以上経っている。慌てて対処しなくても大丈夫という感じが、現場にあったように思うのは、私だけだろうか。

日本原燃と2度交渉した際も、「弁の誤操作したと思われるのは安全対策工事を行っていたXさん（協力会社の作業員）だけど、本人が誤操作していないと言っているので、別な人にも誤操作しなかったか確認したが、『そういう人がいなかった』」で終わっている。この時点では、あくまでも誤操作が原因としている。

その後の報告書で、弁の操作をするには日本原燃が立ち会う規則になっていたが、新設する管の弁にもその基準を適用すべきであったとは決めていなかった。この点があいまいであったかのような記述があつて、責任追及が社員に及ばない報告書になっている。

この問題に対処するはずの原子力規制委員会の側も、面談録等では日本原燃に厳しく対処すると言いつつながら、11月以降に目立った動きがない。2023年に入ってから面談録は、設工認の審査のことについての会議報告はあるが、高レベル廃液の冷却不能に関しては出ていない。日本原燃は今回が最終報告としているので、原子力規制委員会のこれ以上の追及は不明である。

その中で際立っているのは、配管の目印と施錠管理を12月末までに徹底したことと協力会社作業員（協力会社147社あり、合計10,650人）に誤操作しないように指導したこと。そして、弁の操作は日本原燃の社員複数人が立ち会って行うことくらいである。

結局のところ、再処理工場の最重大事故である高レベル廃液の冷却不能が、大地震や大型航空機落下でもたらされた場合の対策強化は想定していないことが明らかとなった。

ちなみに、再処理工場の原子力防災訓練が昨年12月13日に実施された。今回は、大規模地震発生に伴い、再処理施設においては全交流電源喪失により、重大事故（冷却機能喪失に伴う蒸発乾固等）が発生する事象を想定して460名が参加したそうだが、もしもの大事故への備えが備わっているとは思えない。

既に貯蔵している高レベル廃液約211m³をガラス固化する能力があるとは思えない日本原燃には、これ以上廃液を増量するせん断には踏み出さないように求めたい。

『・・・最終処分地にしない条例』制定を求める 県民の会」の活動を終えて思うこと

三沢市在住 原告 伊藤 和子

1984年1月、電力業界が核燃料サイクル施設の建設構想を発表してから39年。

当初は多くの県民が反対の声を上げ、全国的にも核燃料サイクル建設反対の運動は、大きなうねりを作りました。しかし、建設が進むと直接的に間接的に生活に関わるようになり、反対の声をあげる人が少なくなっている状況の中、私たちになにができて、どうしたら良いのか、誰もが考え続けているのではないのでしょうか。

「3・11東日本大震災」による福島原発事故で原発の安全神話は崩壊したはず。それなのに、まるで何もなかったかのように、国のエネルギー政策は変わらず、原発・核燃料サイクルの事業は進められています。

多くの県民、国民に原発の使用済燃料の処分や高レベル放射性廃棄物の問題に関心をもってもらいたい、目を向けてもらう特効薬は、なかなかないかもしれませんが、それでも「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない」ということでは、少なからず考えてもらうことができるのではと、私自身はこんな思いで「条例制定を求める県民の会」の運動に関わりました。

コロナウイルス感染症と同時進行のこの3年間は、署名活動への支障、複数人が集まることも自粛が求められ、講演会、学習会、会議も延期や中止を余儀なくされました。しかし、署名数を見る限り、コロナ禍だけが要因ではなく、広める運動が不十分だったと反省しなければなりません。

2020年8月22日の結成から約3年弱の期間、「県民の会」のあらゆる活動・行動をその都度マスコミが取り上げてくれたこと、請願に際しては紹介議員になってくれた議員、採択の時「条例」制定に賛成してくれた議員、確かに数の力では負けていますが、この間の県議会議員のかかわりは大きな成果だったと思います。

また「県民の会」として、『原発・核燃料に頼らない暮らしをつくるプラン集』を発行することができました。実際に現場で働き・携わり、その中からの地域課題の実例や方向性を考え、問題提起を記載できたことは、これからの運動につなげていくために意義があったと思います。

そして何より、多くの団体が、それぞれの創意工夫の下で署名活動をし、一つの目標に向かって連携できたことは、これからの運動の広がりの一歩になったと思います。

請願書の提出が終わったことで、2022年12月18日に開かれた総会で、「『青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない条例』制定を求める県民の会」は解散しました。

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」(仮称) 新組織を結成・・・これまでの活動を継承

総会では、この運動の反省や成果をきちんと確認し合い、いままでの運動を継承する新組織として、「核のゴミから未来を守る県民の会」(仮称)に引き継ぐことが確認されました。

この新組織は、近日結成される予定です。皆様の更なるご協力をお願いします。

今回の「・・・条例制定を求める県民の会」の事務局を原告団が担うことになり、その事務局員の一人として、出来ることには限りがあり、反省することもたくさんですが、皆さんの協力で、なんとか各団体との連携、各講演会等の準備、署名集約と取り組むことができたと思います。特に原告団会員の皆様には署名・カンパの協力を頂きありがとうございました。

今回の署名活動では、「チラシ一枚を渡し、声をかけ、語り掛ける」という、人とのかかわりを大切にしていくことがどんなに難しく、大切かという事をあらためて考えさせられました。

施設建設当初から、「核のゴミ捨て場になる」と、私たちは訴え続けて来ました。あらゆる場面で問いかけながら、「核のゴミから未来を守る」を、県内外に広めることが一層必要だと思います。

県議会議長が請願書受け取りの時に言った、「高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない」という気持ちはみなさんと同じです。」この言葉の責任は、きちんと取ってほしいです。



※ 解散総会の議案や新組織結成にむけた素案はホームページをご覧ください。

【URL】 <http://kenminnokai.s1010.xrea.com>

26回目の竣工延期は確実(!!)

事務局長 山田清彦

2022年12月26日に提出した、設工認申請書の第2回目は約5万2千頁。その審査会合が1月23日14時から行われました。12月26日の記者会見で社長は、「審査を1年で終わり、2024年4月から6月までに竣工の見通し」を示した。

その後、1月になって、原子力規制委員会の面談録が出ていたが、厳しいことを言う長谷川氏が名簿から抜けていたが、審査会合には出席したので、先ずは手抜きにならないと思った。終了したのは15時12分だったので、1時間足らずの審査会合だったが、日本原燃には厳しい課題が突き付けられた。

- ・申請に値しない。
- ・データにNGがあり、落丁もあるように感じる。これで申請したのは何故？
- ・不手際の申請書なのに、それを作ったのを他人事のように言ってるが、役員であるあなたは（個人名を挙げて）何をしたの？
- ・上から年末に出してと迫られて、急ごしらえでないのか？

このような状態ですから、箸にも棒にもかからないと言ったところです。

月末の社長会見で、どういうコメントが出るのか気になるころでした。少し前に、増田社長が経済産業省に出向いて、「官民挙げてやる」と言っている経産相と面談したばかり。

このような出来の悪い申請書では、1年で審査が終わるとは思えないし、先ず「申請に値する」書面の提出が必要でしょう。約5万2千頁が更に増えそうだけど、こういう作業も、「原子力規制委員会は少人数でもやったのに、日本原燃が400人いてもできないのはおかしくないか？」と、疑問が突き付けられました。尚、日本原燃がしきりに「面談の場で聴き取りをしたい」と言っていたが、ここは「公開の審査会で行う」とハッキリ言っていました。面談となれば、要約しか出てこないの、私たちは何が語られた把握できないので、避けて頂きたい。

岸田政権が原子力推進姿勢を示そうにも、

六ヶ所再処理工場の竣工に至るかどうかは、難題が控えています。このような進み方では、2024年上期の竣工は絶望的だと思います。これまで25回の竣工延期をしてきたのと同様、26回目の竣工延期の可能性があるように思うのは、私だけでしょうか。

勿論再処理工場が仮に竣工したとしても、ガラス固化が順調にいかないと、せん断開始は無理です。長谷川氏が11月15日の審査会で言っていた、「2回目の設工認に何十年も掛かるかもしれない」が現実味を帯びるかと思いました。

1月25日の日本原燃社長記者会見では、1月23日の厳しい指摘を受け、「不手際と指摘されたことが起きた原因究明」をしているそうです。

以下は日本原燃のホームページからです。

次に、再処理の「設工認の対応状況」です。

2022年12月26日、最終回となる第2回設工認を申請し、年明けから、規制庁とヒアリングを重ねてまいりました。2023年1月23日の審査会合で、第2回申請の概要と当面の説明方針をお示しし、規制庁からご理解をいただけたと思っています。今後、この方針に従って、説明を開始してまいります。

一方で、誤記や落丁が多い、計算結果が判定基準を満足していない状態のままの計算書が入っているといった、申請書としての不備について厳しいご指摘をいただいております。第1回設工認の際、体育館に集合し構の連携を強くする、レビューチームを設置する等、しっかりした審査対応を行うための体制を、様々な対策として行ってきたにもかかわらず、なぜ、それが今回機能しなかったのか、原因を分析しているところです。分析結果を踏まえて、再発防止策を図りたいと考えています。

引き続き、1日も早い認可に向けて全力で取り組んでまいります。

下線は山田がつけましたが、恐らくは日本原燃内部で、しっかりとした整理が出来ていないので、問題の共有が出来ていないのでしょう。増田社長が先頭に立ってやると言ってますが、本人が再処理に詳しくないと言ってますから、進展はないように思います。

六ヶ所再処理工場が重大事故起こす前に、早期撤退をこそ考えるべきだと思います。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2022年

- 11 2 日本原燃：メンテナンスや保全業務への地元企業参入を促すため、再処理工場での初めての見学会を開催。地元が請け負う割合をできるだけ増やし、トラブル時でも即応できる環境をつくるほか、地域の雇用創出につなげたいとしている。
- 7 原告団：事務局会議を開催。
- 8 日本原燃：再処理工場の安全対策工事に必要な詳細設計の「設工認」に関し、認可へ向けた再補正書を原子力規制委員会に提出した。
- 8 日本原燃：ウラン濃縮工場と低レベル放射性廃棄物埋設センターで原子力防災訓練を実施。地震で設備や機器などに不具合が発生したことを想定し、社員約315人が参加。
- 10 青森県原子力政策懇話会を開催（青森市）。7月2日の高レベル廃液冷却機能喪失事故を巡り、組織的な管理体制などを確認した。
- 12 2022年反核燃秋の共同行動（青森行動）を開催。デモ終了後の集会では、今村修氏が「下北半島 反核燃の歴史」と題して講演を行う（青森市）。
- 13 2022年反核燃秋の共同行動（むつ行動）開催。原子力施設の操業阻止へ向け結束を図る。また、北海道泊原発の立地する泊村在住の瀬尾英幸氏が「放射性廃棄物最終処分場の概要調査を許さない活動と地域の実情」と題した講演を行う（むつ市）。
- 15 原子力規制委員会：再処理工場の安全対策工事に必要な「設工認」に関する審査会合を開催。日本原燃は認可へ向けた再補正書を8日に提出したばかりだが、内容の不備が発覚したとして再々補正する意向を示した。誤りがあったのは、冷却塔の火災感知器についての耐震計算結果。規制委事務局の担当者からは「設備設計の審査で、数値を間違えることは決定的に重大な問題」「初歩中の初歩。なぜ気づかないのか。危機感がまったくくない」などと批判が相次いだ。
- 19~ 西村康稔経済産業相：青森県内4カ所の原子力施設を視察した。視察後、再処理工場の完工に向け、安全確保を大前提に総力を挙げて取り組むよう事業者の日本原燃に要請したことを明らかにし「引き続き原燃をしっかり指導していく」と述べた。
- 20 20 原子力規制庁：再処理工場の核物質防護区域への撮影機器の持ち込みに関し、検査指摘事項に該当すると発表した。
- 12 4 原告団：事務局会議を開催。
- 8 六ヶ所村議会：電気事業連合会（電事連）からの1億円の寄付を歳入に盛り込んだ2022年度一般会計補正予算案を全会一致で可決した。
- 16 日本原燃：再処理工場で、協力会社の40代男性作業員が、倒れた重さ約800キロの鋼製の扉に当たり左太ももを骨折したと公表した。骨折事故はこの10日間で3件に上り、事態を重くみた原燃は構内で行っている62件全ての土木建築工事を中断し、現場の総点検を行うことを決めた。
- 18 「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない条例」制定を求める県民の会：一連の日程を終え、解散総会を開催。
- 22 日本原燃：再処理工場の設工認について、初回分が原子力規制委員会から認可されたと発表した。2020年12月の申請以降、審査に2年が費やされた。
- 22 政府・GX 実行会議：原発の廃炉を国全体で効率化するため、「使用済燃料再処理機構」を活用し、廃炉も統括させることも検討している。
- 22 政府：次世代型原発への建て替えや、運転期間60年超への延長を盛り込んだ脱炭素化に向けた基本方針を決定した。今後10年間で20兆円規模の新たな国債を発行して資金を調達。官民合わせて150兆円超の投資を想定し、脱炭素と電力の安定供給の体制構築を目指す。
- 23 核燃裁判。「火山事象に対する安全の欠如 その5」など、準備書面2通を提出。
- 26 日本原燃：再処理工場を「2024年度上期のできるだけ早期」に完成させる新たな目標を決定した。22年度上期としていた従来の目標から2年弱の延期となる。延期は26回目。

2023年

- 1 12 原告団：事務局会議を開催。
- 13 原告団：オンライン学習会を開催。「六ヶ所再処理工場と火山噴火」について中野弁護士が詳しく解説。
- 13 日本原燃：ウラン濃縮工場で「排気モニター」2台のうち1台が故障したと発表した。
- 26 原告団：オンライン学習会を開催。核燃基礎講座の1回目として「核燃料サイクルは、リサイクルではない！」と題して、澤井さんが詳しく説明。



お知らせ

- ◆ **核燃裁判** 3月24日(金) 14:00～青森地裁
裁判終了後 当日の裁判内容についての報告、意見交換会を開催しています。
ぜひ、裁判の傍聴、報告会に参加してください。
- ◆ **オンライン学習会** 3月2日(木) 19:00～21:00 核燃基礎講座(その2)
講師：今中哲二先生 内容：放射能問題を理解するための基礎(詳細はホームページで)
- ◆ **さようなら原発・核燃3・11青森集会** 3月5日(日) 12:30～リンクステーションホール青森
詳細は同封のチラシをご覧ください。
- ◆ **4・9反核燃の日全国市民集会** 4月9日(日) 13:00～青森市民ホール

編集後記

優しい悪魔

2022年12月5日、アメリカで「核融合で投入以上のエネルギー獲得に成功」と報道される実験が行われた。「核融合発電に一步近づいた」とも。ローレンス・リバモア国立研究所のレーザー核融合施設でのことである。ITERは、トカマクと呼ばれるプラズマ閉じ込め装置に冷却水を通して蒸気タービンで発電しようとする非効率な核融合発電実験計画だった。まだ、核融合発電を語る詐欺報道者がいることに驚く。

この実験の本来目的は、核融合発電の開発ではない、水爆の爆発過程の研究で、施設名は「国立点火施設(NIF)」、その予算全額はエネルギー省の核兵器部門からだという。

1954年3月1日は、ビキニ環礁での水爆実験の起爆用原爆の死の灰を浴びて、第五福竜丸が被ばくした日。原爆を使わずに、レーザー照射で水爆を起爆できれば、使いやすい水爆、きれいな水爆ができる。戦略水爆から戦術水爆に、戦場で使える、国境線に配備できる。

人間は、悪魔より優しく、天使より残酷だと思ってしまう。(小笠原)

詳しくは、核情報

<http://kakujo.net/> をご覧ください。

カンパを戴いた方々です(敬称略)。
ありがとうございました。

葛西洋子、高松恵子、豊巻絹子、大石悦司、浅井秀明、樋口正夫、野坂幸司、吉井美知子、渡辺つたえ、高屋敷八千代、鷹羽富美子、中畑範彦、本間義悦、大竹進、久保優子、原子秀夫、宮本京子、加藤みどり、東大野郁子、中村光一、宮内尚、澤田秀一、清水郁子、稲垣康夫、中田美幸、後藤倫子、東美代子、林隆志、常盤紀子、田中榮、山田隆一、嵯峨宣子、大澤統子、赤沢美恵子、匿名希望の方々

冬期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に冬期カンパの振込用紙を同封しました。よろしくお祈りします。

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9
浅石法律事務所内
TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座(ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

会 員 /年間6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://lmangenkoku.org/>